

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成17年 6月24日

京都市長職務代理者

京都市助役 松井 珍男子

1 許可年月日及び許可番号

平成17年 3月10日 第 3 3 1 3 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市南区久世殿城町50番地, 50番地6及び50番地7並びに同区久世
中久世町四丁目92番地

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都市南区久世殿城町37番地10

株式会社ハウビス

代表取締役 小野 敏明

(都市計画局都市景観部開発指導課)